「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」フォローアップ結果（令和6年度）

資料1-2

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
はじめに						
第1　青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針						
第2　青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項						
1．学校等における教育・啓発等の推進						
（1）青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇学校における情報モラル教育の推進 学習指導要領において重視している情報モラル教育を一層推進するため、児童生徒向けのe-learningプログラムの作成や、インターネットやスマートフォン利用者の低年齢化、最新のトラブル被害の状況等を踏まえた指導資料を活用しつつ、各地域で情報教育の中核的な役割を担う指導主事等を対象とした研修を実施するなど、教員の指導力の向上に取り組む。 【指標：教員のICT活用指導力（情報モラル等を指導する能力）】 〇ネットモラルキャラバン隊の実施 インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】 〇１人１台端末へのフィルタリング導入 教育委員会等に向け、フィルタリングの導入及び適切な設定について働きかけを実施する。	・独立行政法人教職員支援機構において指導主事等を対象に研修を開催し、情報モラル教育に関する講義・演習を含む研修を実施した。 ・スマートフォン・SNSの利用を通じたトラブル等、新たな課題に対応し適切な指導を行うための動画教材等を充実させた。 ・教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施した。 【指標：教員のICT活用指導力（情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力）】 ・「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合・・・88.1% （出典:「令和5年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」） ・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85％以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名） ・１人１台端末へのフィルタリングの導入について、端末更新の補助要件とするとともに、必要な経費については、地方財政措置が講じられている。 ・教育委員会等にフィルタリングの導入及び適切な設定について働きかけを実施した。	（情報モラル教育推進事業） 50,492千円の内数 （青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（情報モラル教育推進事業） 35,826千円の内数 （青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
（2）学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画について、安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」に掲載する。 （https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/preschool/） 【指標：アクセス数等利用状況がわかるもの】	安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」において、低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画を掲載し、情報提供を行っている。令和6年度平均月間トップページアクセス数（ページビュー）：約8,130回/月。				総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(b) 〇青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】 〇情報モラル教育推進事業 児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を適切に利用できるようにするため、児童生徒向け動画等をホームページで公開する。 【指標：ホームページアクセス数】	・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85%以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名） ・「情報モラル教育ポータルサイト」において、啓発資料を全国の小・中・高等学校等に周知した。 【指標：ホームページアクセス数】 「情報モラル教育の充実等」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm 令和6年度：31,036PV（※R7.3.26現在） 令和5年度：42,914PV 令和4年度：72,127PV 令和3年度：52,211PV ・学校における情報モラル教育の取組の推進に資するため、教員等を対象とした実践等を含めた情報モラル教育指導者セミナーを実施 （令和6年度はオンラインにより4回開催：総参加者数1,186名、アーカイブ視聴回数：3,646回）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数 （情報モラル教育推進事業） 50,492千円の内数	（情報モラル教育推進事業） 35,826千円の内数 （青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
	(c) 〇青少年を取り巻く有害情報対策の推進 青少年や保護者等に対し、インターネットの適切な利用に関する意識向上及び普及啓発のための活動に取り組む。	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。				経産
	(d) 〇インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、情報モラル教室等において、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害状況等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進する。	・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能等の普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組を推進するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室や情報モラル教室等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、インターネットに起因した犯罪の被害・非行状況及びその防止対策等について、講演の実施や啓発用動画の作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和6年度に作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを掲載した。	490千円	490千円		警察
	(e) 〇e-ネットキャラバンの実施 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施する。 【指標：実施件数、受講人数】	・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ（小学5年→3年）及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標：実施件数、受講人数】 令和4年度実施件数：2,226件、受講人数：約36万人 令和5年度実施件数：2,166件、受講人数：約39万人 令和6年度実施件数：2,167件、受講人数：約44万人	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務 文科

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(f) 〇経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産 （警察）
	(g) 〇低年齢層の子供の保護者向け啓発資料の作成・配布 低年齢層の子供の保護者向け啓発資料を作成し、ホームページにおける公開、自治体等を通じた保育園や認定こども園、子育て支援事業所等への配布、教育委員会等を通じた周知による幼稚園や家庭教育支援事業での活用等により、保護者への啓発を行う。【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・こども家庭庁では、令和7年1月に作成した関係省庁連名による主に就学前のこどもを持つ保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！ 賢く・便利に・安全に！ 今どきのネットの使い方」をこども家庭庁ウェブサイトに掲載したほか、関係団体等からの要請に応じて配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	3,351千円の内数（こ）	3,351千円の内数（こ）		こ 文科
（3）「ネット上のいじめ」、メンタルヘルスに対する取組等の推進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇「ネット上のいじめ」に対する取組について いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」について、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした「生徒指導担当者連絡会議」や、教育委員会等の生徒指導担当者及び教職員を対象とした「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」等で周知を図る。 いじめ問題に関する児童生徒の主体的な活動を推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催する。 都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行う。 都道府県等における、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に対応するためのSNS等を活用した相談体制の構築に関する取組への支援を図る。	・いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」について、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした「生徒指導担当者連絡会議」（年2回開催）や、教育委員会等の生徒指導担当者及び教職員を対象とした「いじめの防止等のための普及啓発協議会」（全国2会場で開催）等で周知した。 ・いじめ問題に関する児童生徒の主体的な活動を推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。 ・いじめの問題等に対して適切に対応できるよう、外部人材を活用した教育相談や関係機関との連携強化等により早期発見・早期対応を図るという観点から、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として、スクールカウンセラー等の配置拡充を行っている。配置人数の実績は、 令和3年度9,948人、令和4年度10,255人、令和5年度10,678人 ・令和6年度においても、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として、都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を引き続き行っている。 ・令和6年度においても、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として、都道府県等における、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に対応するためのSNS等を活用した相談体制の構築に関する取組への支援を引き続き行っている。	（インターネットを通じたいじめ問題等に対応する体制を構築するため、学校ネットパトロール等への支援） （1/3補助事業） 1,727千円の内数 （学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置拡充（1/3補助事業）やSNS等を活用した相談体制の整備への支援）（1/3補助事業） 6,084,805千円	（インターネットを通じたいじめ問題等に対応する体制を構築するため、学校ネットパトロール等への支援） （1/3補助事業） 1,727千円の内数 （学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置拡充（1/3補助事業）やSNS等を活用した相談体制の整備への支援）（1/3補助事業） 6,211,874千円		文科
	(b) 〇諸外国において、SNSの利用から外見に関する劣等感を持ち摂食障害やうつ病などのリスクを抱える問題も起きている状況を踏まえ、調査を実施する。	・令和6年度に「オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査」を実施しており、引き続き、必要に応じて諸外国の現状、取組等について調査を行うこととしている。	5,382千円の内数	6,356千円の内数		こ

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
（4）青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自画撮り、誹謗中傷等への対応）【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇保護者に対するインターネット上のトラブル等に関する啓発資料等を作成し、普及啓発を推進する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・関係省庁連名による保護者向け啓発資料をこども家庭庁ウェブサイトに掲載している。 ・こども家庭庁では、令和7年1月、保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！ 今どきのネットの使い方」を作成し、以下に配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	3,351千円の内数	3,351千円の内数		こ
	(b) 〇(再掲）インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、情報モラル教室等において、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害状況等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進する。	・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能等の普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組を推進するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室や情報モラル教室等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、インターネットに起因した犯罪の被害・非行状況及びその防止対策等について、講演の実施や啓発用動画の作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和6年度に作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを掲載した。	490千円	490千円		警察
	(c) 〇青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供する。 〇（再掲）e-ネットキャラバンの実施 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施する。 【指標：実施件数、受講人数】 〇インターネット上の誹謗中傷等の被害に遭った場合の相談窓口について周知広報を行う。	・インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成し、令和7年4月に公表した。2025年版では引き続き、自画撮り、誹謗中傷等の情報「発信」を契機とするトラブルに関するページを設けている。 ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ（小学5年→3年）及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標：実施件数、受講人数】 令和4年度実施件数：2,226件、受講人数：約36万人 令和5年度実施件数：2,166件、受講人数：約39万人 令和6年度実施件数：2,167件、受講人数：約44万人 ・相談窓口を案内するフロー図について、HP等を通じて周知広報を行った。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務 文科
	(d) 〇名誉毀損等の被害を受けた青少年等が相談しやすいよう、引き続き、専用相談電話「こどもの人権110番」による相談の受付 、全国の小中学生への「こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」の配布、インターネットによる相談の受付（SOS-eメール）、LINEじんけん相談の受付等の対策を推進する。	青少年等からのものを含むインターネット上の人権侵害情報に係る相談件数：令和4年　7,176件、令和5年　7,436件、令和6年　7,603件	3,536,682千円（令和6年度人権擁護関係予算）の内数	3,536,193千円（令和7年度人権擁護関係予算）の内数		法務
	(e) 〇（再掲）ネットモラルキャラバン隊の実施 インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】	・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85%以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(f) 〇(再掲）経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産 （警察）
2．社会における教育・啓発の推進						
（1）地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援						
	(a) 〇（再掲）インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、情報モラル教室等において、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害状況等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進する。	・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能等の普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組を推進するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室や情報モラル教室等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、インターネットに起因した犯罪の被害・非行状況及びその防止対策等について、講演の実施や啓発用動画の作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和6年度に作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを掲載した。	490千円	490千円		警察
	(b) 〇(再掲）青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供する。 〇（再掲）e-ネットキャラバンの実施 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施する。 【指標：実施件数、受講人数】	・インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成し、令和7年4月に公表した。 ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ（小学5年→3年）及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標：実施件数、受講人数】 令和4年度実施件数：2,226件、受講人数：約36万人 令和5年度実施件数：2,166件、受講人数：約39万人 令和6年度実施件数：2,167件、受講人数：約44万人	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務 文科
	(c) 〇(再掲）経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産 （警察）

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
	(d) 〇スマートフォンが青少年にも普及・浸透する中、安心・安全な利用のために青少年や保護者が把握しておくべき情報の共有を促進するため、地域における関係者(自治体、学校関係者、事業者等)の連携体制を整備するとともに、関係機関等とも連携し、青少年のリテラシー向上に取り組む。 〇官民連携プロジェクトの推進 青少年を含む全世代のリテラシー向上に向け、官民の幅広い関係者による取組を推進する。	・各地域で関係者が幅広く連携し、リテラシー向上のための普及啓発活動を実施することができる体制整備に向けて総合通信局等が中心的役割となり推進しており、PTA、自治体等の地域の関係者との連携体制を構築し草の根レベルでの周知啓発活動(研修会・セミナー)を開催している。 ・青少年を含む全世代を対象に、プラットフォーム事業者、通信事業者等との官民連携プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」を令和7年1月より開始し、総合的なICTリテラシー向上の取組を推進している。	（周知啓発活動） 219,965千円の内数（総）、 （官民連携プロジェクト） 2,697,839千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務
	(e) 〇平成21年に産学、地域を含む様々な関係者により設立された一般社団法人安心ネットづくり促進協議会による青少年のインターネット環境整備のための調査研究活動、啓発活動等を支援する。	・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会が行う啓発活動への支援等を行った。例えば、ICT活用のあり方等について、高校生が自ら考え、他者の意見を聴き、議論し、意見をまとめ、発表するイベントである「高校生ICTカンファレンス」に関しては、総合通信局等において管内の開催を支援するとともに、総務省本省での最終報告会（令和6年12月10日）の開催等を行い、その運営を全面的に支援した。 ・また、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の会合に出席するなど、同協議会での青少年のインターネット利用環境整備に係る議論に寄与した。				総務
	(f) 〇青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・（再掲）インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】	・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85%以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約302名）、北海道（参加者数：約270名）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
	(g) 〇情報モラル教育推進事業 （再掲）児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を適切に利用できるようにするため、児童生徒向け動画等をホームページで公開する。 【指標：ホームページアクセス数】	・「情報モラル教育ポータルサイト」において、啓発資料を全国の小・中・高等学校等に周知した。 【指標：ホームページアクセス数】 「情報モラル教育の充実等」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm 令和6年度：31,036PV（※R7.3.26現在） 令和5年度：42,914PV 令和4年度：72,127PV 令和3年度：52,211PV ・学校における情報モラル教育の取組の推進に資するため、教員等を対象とした実践等を含めた情報モラル教育指導者セミナーを実施 （令和6年度はオンラインにより4回開催：総参加者数1,186名、アーカイブ視聴回数：3,646回）	（情報モラル教育推進事業） 50,492千円の内数	（情報モラル教育推進事業） 35,826千円の内数		文科
	(h) 〇地域における教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるよう、フォーラム等の開催を通じた地方連携体制支援を進める。 【指標：フォーラム等の開催数、参加者数】	令和6年度は徳島県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。 【フォーラム等の開催数】 令和6年度2回、参加者数：約150人（Web配信含む）	5,628千円	5,629千円		こ

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度予算額（千円）	令和7年度予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
（2）地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇ベストプラクティス等に係る情報共有・集約化を促進・支援する。	・こども家庭庁ウェブサイトにて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る都道府県等の取組を一覧で掲載している。 ・青少年のインターネット利用環境整備に係る地方公共団体、関係団体等の取組を取りまとめた資料を作成し、こども家庭庁ウェブサイトに掲載している。				こ
（3）地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援						
	(a) 〇サイバー防犯ボランティア活動に関する課題や改善点、活動上の具体的留意事項、関係機関・団体との連携・支援が望まれる事項等を抽出・整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用するとともに、効果的な活動事例を紹介するなどして、サイバー防犯ボランティア団体の活動を促進させ、犯罪被害防止のための教育活動や広報啓発活動を推進する。 【指標：サイバー防犯ボランティア団体数・活動員数】	・サイバー防犯ボランティア活動を一層促進するため、サイバー防犯ボランティア活動に関する基本的心得、具体的な活動方法等をまとめた「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル（モデル）」及び初めてサイバー防犯ボランティア活動を行う際に最低限必要と思われる知識と技能を習得するための「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム（モデル）」を活用するなど、活動実態と要望に沿った支援を推進した。 ・活発に活動しているサイバー防犯ボランティアによる活動内容発表、意見交換をすることによりサイバー防犯ボランティア全体の質の向上を目的とした意見交換会議を令和6年10月に開催した。 ・サイバー防犯ボランティアの知見・技術等を活用した資料を用いた広報啓発を行うことにより、サイバー防犯ボランティア活動の高度化・活性化を推進するとともに、国民のサイバーセキュリティ意識の醸成を図ることを目的として、サイバー防犯ボランティア広報啓発コンテストを令和7年3月に開催した。 【サイバー防犯ボランティア団体数・活動員数】 令和6年12月31日時点で警察が把握しているサイバー防犯ボランティア団体数は301団体、活動員数は7,298人である。				警察
	(b) 〇(再掲）地域における教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるよう、フォーラム等の開催を通じた地方連携体制支援を進める。 【指標：フォーラム等の開催数、参加者数】	令和6年度は徳島県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。 【フォーラム等の開催数】 令和6年度2回、参加者数：約150人（Web配信含む）	5,628千円	5,629千円		こ
	(c) 〇青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・スマートフォン等の日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、学校・家庭・地域が連携した先進的な取組を充実させ、地域における有害情報対策を推進する事業を実施する。	地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域モデル事業」において、教育関係者や保護者等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を推進するためのシンポジウムを実施した。 【R6】2か所で実施（宮城県、沖縄県）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
（4）インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇青少年のインターネット・リテラシーの実態調査 青少年のインターネット・リテラシーを可視化する指標を踏まえ、青少年のインターネット・リテラシーの実態調査を行い、公表する。 〇学習コンテンツの開発 生成AIや偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツを開発し、作成したコンテンツの効率的かつ、効果的なリーチ手法の検討、実施を図る。 〇官民連携プロジェクトの推進 青少年を含む全世代のリテラシー向上に向け、官民の幅広い関係者による取組を推進する。	・総務省では、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)」を開発し、高等学校1年生を対象に、インターネット・リテラシーを測るテストを実施した。 ・生成AIや偽・誤情報への対応を含めた青少年の特性に応じた効果的な学習コンテンツ「5つの分野のICTリテラシーを学ぼう～つくろう！守ろう！安心できる情報社会～」を開発した。 ・青少年を含む全世代を対象に、プラットフォーム事業者、通信事業者等との官民連携プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」を令和7年1月より開始し、総合的なICTリテラシー向上の取組を推進している。	（青少年インターネットリテラシーの実態調査、学習コンテンツの開発） 219,965千円の内数（総） （官民連携プロジェクト） 2,697,839千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
	(b) 〇青少年のインターネット利用環境実態調査 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、低年齢層の子供の保護者、青少年及びその保護者にそれぞれのフィルタリングソフトウェアの認知度・利用度や改善ニーズを調査し、実態を把握する。	・平成21年度以降、毎年度、青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している。 ・平成30年度の調査からは、新たに0歳～9歳の低年齢層の子供の保護者を調査対象に加え、低年齢層の子供のインターネット利用実態の調査を行っている。	39,499千円	43,086千円		こ
3．家庭における教育・啓発の推進						
（1）ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇保護者に対するペアレンタルコントロールに関する啓発資料等を作成し、普及啓発を推進する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・関係省庁連名による保護者向け啓発資料をこども家庭庁ウェブサイトに掲載している。 ・こども家庭庁では、令和7年1月、保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！今どきのネットの使い方」を作成し、以下に配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	3,351千円の内数	3,351千円の内数		こ
	(b) 〇青少年の保護者等が集まる保護者説明会や非行防止教室等の機会を活用して、ペアレンタルコントロールの重要性を広報啓発を行うことにより、普及啓発を推進する。	・警察庁から都道府県警察に対し青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、保護者説明会や非行防止教室等の場で、保護者等に対し、ペアレンタルコントロールの重要性等について、講演の実施や啓発用動画の作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和6年度に作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを掲載した。	490千円	490千円		警察
	(c) 〇保護者がペアレンタルコントロールを実施するための啓発活動を推進する。	・インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成し、令和7年4月に公表した。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務
	(d) 〇ネットモラルキャラバン隊の実施 インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】	・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85%以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	（e） 〇（再掲）経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産 （警察）
（2）インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援【計画の見直しを行った項目】						
	（a） 〇（再掲）インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、情報モラル教室等において、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害状況等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進する。	・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能等の普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組を推進するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室や情報モラル教室等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、インターネットに起因した犯罪の被害・非行状況及びその防止対策等について、講演の実施や啓発用動画の作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和6年度に作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを掲載した。	490千円			警察
	（b） 〇（再掲）青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供する。 〇（再掲）e-ネットキャラバンの実施 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施する。 【指標：実施件数、受講人数】 〇（再掲）インターネット上の誹謗中傷等の被害に遭った場合の相談窓口について周知広報を行う。	・インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成し、令和7年4月に公表した。2024年版では引き続き家庭内ルールの設定に関するページを設けている。 ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ（小学5年→3年）及びフィルタリングについての説明に特化した講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標：実施件数、受講人数】 令和4年度実施件数：2,226件、受講人数：約36万人 令和5年度実施件数：2,166件、受講人数：約39万人 令和6年度実施件数：2,167件、受講人数：約44万人 相談窓口を案内するフロー図について、HP等を通じて周知広報を行った。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務 文科
	（c） 〇家庭教育支援における保護者に対する学習機会や情報の効果的な提供 就学時健診や保護者会、参観日等、多くの保護者が集まる様々な機会を活用して実施される、青少年のインターネットやスマートフォンの適切な利用に関する学習講座といった、学習機会や情報の提供、相談対応等といった地域における家庭教育支援の取組を支援する。	・地域における家庭教育に関する学習機会において、子供の携帯電話やインターネット利用について理解や知識を深めるための講座等が実施された。 ・「地域における家庭教育支援基盤構築事業」における、家庭教育に関する学習講座の中で、「インターネットや携帯電話等」に関する講座を実施した地方公共団体の割合は、令和3年度45.1%、令和4年度49.8%、令和5年度40.0%。	地域における家庭教育支援基盤構築事業 69,900千円の内数	地域における家庭教育支援基盤構築事業 67,566千円の内数		文科

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(d) 〇（再掲）経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産 （警察）
	(e) 〇「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の周知に係る広報啓発 青少年インターネット環境整備法の趣旨及び目的等を周知するため、地方公共団体、関係事業者、保護者に対して、リーフレット等の広報資材を作成・配布するなどの広報啓発活動を実施する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・関係省庁連名による保護者向け啓発資料をこども家庭庁ウェブサイトに掲載している。 ・こども家庭庁では、令和7年1月、保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！ 賢く・便利に・安全に！ 今どきのネットの使い方」を作成し、以下に配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等 ・こども家庭庁ウェブサイトに「春のあんしんネット・新学期一斉行動」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る都道府県等の取組を一覧で掲載している。 ・青少年のインターネット利用環境整備に係る地方公共団体、関係団体等の取組を取りまとめた資料を作成し、こども家庭庁ウェブサイトに掲載するなどしている。	3,351千円の内数	3,351千円の内数		こ
	(f) 〇情報モラル教育推進事業 （再掲）児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を適切に利用できるようにするため、児童生徒向け動画等をホームページで公開する。 【指標：ホームページアクセス数】	・「情報モラル教育ポータルサイト」において、啓発資料を全国の小・中・高等学校等に周知した。 【指標：ホームページアクセス数】 「情報モラル教育の充実等」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm 令和6年度：31,036PV（※R7.3.26現在） 令和5年度：42,914PV 令和4年度：72,127PV 令和3年度：52,211PV ・学校における情報モラル教育の取組の推進に資するため、教員等を対象とした実践等を含めた情報モラル教育指導者セミナーを実施 （令和6年度はオンラインにより4回開催：総参加者数1,186名、アーカイブ視聴回数：3,646回）	（情報モラル教育推進事業） 50,492千円の内数	（情報モラル教育推進事業） 35,826千円の内数		文科
	(g) 〇（再掲）低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画について、安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」に掲載する。 （https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/preschool/） 【指標：アクセス数等利用状況がわかるもの】	安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」において、低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画を掲載し、情報提供を行っている。令和6年度平均月間トップページアクセス数（ページビュー）：約8,130回/月。				総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(h) 〇保護者に対する親子のルールづくりに関する啓発資料等を作成し、普及啓発を推進する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・関係省庁連名による保護者向け啓発資料をこども家庭庁ウェブサイトに掲載している。 ・こども家庭庁では、令和7年1月、保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！今どきのネットの使い方」を作成し、以下に配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	3,351千円の内数	3,351千円の内数		こ
（3）容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇保護者に対するフィルタリング設定に関する啓発資料等を作成し、普及啓発を推進する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・関係省庁連名による保護者向け啓発資料をこども家庭庁ウェブサイトに掲載している。 ・こども家庭庁では、令和7年1月、保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！今どきのネットの使い方」を作成し、以下に配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	3,351千円の内数	3,351千円の内数		こ
	(b) 〇非行防止教室や情報モラル教室等の青少年や保護者等が集まる機会を活用して、フィルタリング設定についての広報啓発に取り組む。	・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングの普及促進のための啓発活動等の取組を強化するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室や情報モラル教室等の場で、児童や保護者に対し、フィルタリング設定等について、講演の実施や啓発用動画の作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和6年度に作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを掲載した。	490千円	490千円		警察
	(c) 〇容易化されたフィルタリング設定について、青少年及び保護者への周知啓発を実施する。 〇フィルタリング設定の更なる容易化について、関連する事業者の自主的取組を促進する。	・インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成し、令和7年4月に公表した。2025年版では引き続き、カスタマイズ機能の説明を含めたフィルタリングについて解説するページを設けている。 ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ（小学5年→3年）及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標：実施件数、受講人数】 令和4年度実施件数：2,226件、受講人数：約36万人 令和5年度実施件数：2,166件、受講人数：約39万人 令和6年度実施件数：2,167件、受講人数：約44万人 ・保護者が子供の成長やICT利用状況に即した適切なペアレンタルコントロールを行うことができるよう、官民の取組の促進に資することを目的として、青少年による利用率が高いインターネット上のサービスにおいて提供されているペアレンタルコントロール機能等について調査研究を実施した。 ・「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」に基づき、フィルタリングの継続的な利用を促す取組の推進等について、フォローアップを実施している。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(d) 〇ネットモラルキャラバン隊の実施 インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】	・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85%以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
	(e) 〇フィルタリング設定に係る現状や課題について関係団体・事業者等と共有しつつ、今後の取組・協力の在り方等について意見交換を行うことで、自主的な取組を促進する。	・経済産業省では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、従来協力を得てきたOS事業者やメーカー、Eコマース等の事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について説明するとともに、普及啓発等に向けて協力要請を実施。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発など、OS事業者やメーカー等による自主的取組について協力・支援。各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。				経産
	(f) 〇(再掲）経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威~~2023~~2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産 （警察）

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
（4）青少年の発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能の周知啓発						
	(a) 〇(再掲)保護者に対するペアレンタルコントロールに関する啓発資料等を作成し、普及啓発を推進する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・関係省庁連名による保護者向け啓発資料をこども家庭庁ウェブサイトに掲載している。 ・こども家庭庁では、令和7年1月、保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！今どきのネットの使い方」を作成し、以下に配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	3,351千円の内数	3,351千円の内数		こ
	(b) 〇(再掲)青少年の保護者等が集まる保護者説明会や非行防止教室等の機会を活用して、ペアレンタルコントロールの重要性を広報啓発を行うことにより、普及啓発を推進する。	・警察庁から都道府県警察に対し青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、保護者説明会や非行防止教室等の場で、保護者等に対し、ペアレンタルコントロールの重要性等について、講演の実施や啓発用動画の作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和6年度に作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを掲載した。	490千円	490千円		警察
	(c) 〇保護者が子供の発達段階に応じてインターネット利用をコントロールできるよう、携帯電話事業者等の関係事業者と意見交換しつつ、保護者への周知啓発を促す。	・各携帯電話事業者において、ネット安全教室等を開催し、親子間でのルールづくりの必要性、フィルタリング、ペアレンタルコントロール、携帯電話を使う際のトラブルの予防法等を啓発する取組を実施した。 ・令和6年度実施の各社の携帯安全教室の実施回数は約6,300回。				総務
	(d) 〇（再掲）ネットモラルキャラバン隊の実施 インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】	・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85％以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
	(e) 〇(再掲)経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】 〇ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発等、OS事業者やゲーム機メーカー等による自主的取組について協力・支援する。	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。 ・経済産業省では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、従来協力を得てきたOS事業者やメーカー、Eコマース等の事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について説明するとともに、普及啓発等に向けて協力要請を実施。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発など、OS事業者やメーカー等による自主的取組について協力・支援。各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。				経産 （警察）

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
（5）低年齢の子に端末を貸し与える場合の対策【新規施策】						
	(a) 〇保護者がこどもとスマホを共用する場合の周知の実施 低年齢の子を持つ保護者に対して、低年齢の子に端末を貸し与える場合にフィルタリングサービスの機能を含めたペアレンタルコントロールにより対応することについて啓発資料を用いて周知を行う。	・青少年向けのICTリテラシーに関するリーフレットにおいて、フィルタリングの設定について、簡単にオン・オフの切り替えが可能であることの周知を実施している。 ・一部の携帯電話事業者において、こどもとスマホを共用する保護者に向けて知っておくべきことや注意すべき点をまとめ、ウェブページ等に掲載している。 ・一部のMVNOにおいて、こどもとスマホを共用して利用する場合の注意点等の情報提供を実施している。 ・こども家庭庁では、令和7年1月、保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！ 今どきのネットの使い方」を作成し、以下に配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総） 3,351千円の内数（こ）		こ 総務
（6）青少年の利用を前提とした情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇保護者に対する青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止に関する啓発資料等を作成し、普及啓発を推進する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・関係省庁連名による保護者向け啓発資料をこども家庭庁ウェブサイトに掲載している。 ・こども家庭庁では、令和7年1月、保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！ 今どきのネットの使い方」を作成し、以下に配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	3,351千円の内数	3,351千円の内数		こ
	(b) 〇（再掲）青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集等を提供する。 〇フィルタリングのカスタマイズ機能改善及び青少年を技術的に保護する措置に関する事業者の自主的な取組を推進する。	・インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成し、令和7年4月に公表した。2025年版では引き続き、情報「発信」を契機とするトラブルに関するページを設けている。 ・「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」に基づき、フィルタリングの継続的な利用を促す取組の推進等について、フォローアップを実施している。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務
	(c) 〇(再掲）経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等						
（1）児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援						
	(a) 〇子どもたちの情報活用能力の実態について把握し、情報活用能力の育成に関する指導の充実等を図るため、調査問題の作成、調査の実施、当該調査結果の分析、指導資料の作成等を行う。	・令和6年度に本調査を実施し、令和7年度に結果を公表予定。	（児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究） 85,444千円	（児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究） 66,448千円		文科
（2）インターネット利用環境の変化やコロナ禍による社会変化を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進						
	(a) 〇(再掲）青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供する。 〇(再掲）インターネット上の誹謗中傷等の被害に遭った場合の相談窓口について周知広報を行う。 〇（再掲）低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画について、安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」に掲載する。 （https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/preschool/） 【指標：アクセス数等利用状況がわかるもの】 〇（再掲）e-ネットキャラバンの実施 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施する。 【指標：実施件数、受講人数】	・インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成し、令和7年4月に公表した。2025年版では引き続き、未就学児の利用に関するページを設けている。 ・相談窓口を案内するフロー図について、HP等を通じて周知広報を行った。 ・安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」において、低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画を掲載し、情報提供を行っている。令和6年度平均月間トップページアクセス数（ページビュー）：約8,130回/月。 ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ（小学5年→3年）及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標：実施件数、受講人数】 令和4年度実施件数：2,226件、受講人数：約36万人 令和5年度実施件数：2,166件、受講人数：約39万人 令和6年度実施件数：2,167件、受講人数：約44万人	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務
	(b) 〇インターネット利用環境の変化やコロナ禍による社会変化を踏まえ、経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産 （警察）
	(c) 〇(再掲）低年齢層の子供の保護者向け啓発資料の作成・配布 低年齢層の子供の保護者向け啓発資料を作成し、ホームページにおける公開、自治体等を通じた保育園や認定こども園、子育て支援事業所等への配布、教育委員会等を通じた周知による幼稚園や家庭教育支援事業での活用等により、保護者への啓発を行う。【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・こども家庭庁では、令和7年1月に作成した関係省庁連名による保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！今どきのネットの使い方」をこども家庭庁ウェブサイトに掲載したほか、関係団体等からの要請に応じて配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	3,351千円の内数（こ）	3,351千円の内数（こ）		こ 文科

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(d) ○(再掲）青少年のインターネット利用環境実態調査 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、低年齢層の子供の保護者、青少年及びその保護者にそれぞれのフィルタリングソフトウェアの認知度・利用度や改善ニーズを調査し、実態を把握する。	・平成21年度以降、毎年度、青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している。 ・平成30年度の調査からは、新たに0歳～9歳の低年齢層の子供の保護者を調査対象に加え、低年齢層の子供のインターネット利用実態の調査を行っている。	39,499千円	43,086千円		こ
５．社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進						
	(a) ○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の実施や青少年が使用するスマートフォン等の購入が多く見込まれる進学・進級時期等における集中的かつ効果的な活動等により、インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための総合的な広報啓発等を継続的に実施する。 ○官民連携プロジェクトの推進 青少年を含む全世代のリテラシー向上に向け、官民の幅広い関係者による取組を推進する。	・毎年7月に実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」では、インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止を最重点課題に掲げ、推進している。 ・こども家庭庁は、多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携、協力して、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開。こども家庭庁ウェブサイトに官民の取組を掲載するとともに、インターネット等の広報媒体を通じた啓発活動等を実施している。 ・2月から5月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を官民協力して実施してきた。総務省は、その中で関係事業者にはフィルタリングの説明等を徹底要請するとともに、保護者にもフィルタリングの管理の徹底等を要請。また、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施した。 ・警察庁から都道府県警察に対し、フィルタリングの利用促進を図るため、進学・進級時期の児童・保護者・教育関係者等に対する広報啓発活動の強化を指示した。 ・警察庁と文部科学省、こども家庭庁が共同して作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを各省庁のホームページに掲載するとともに、各都道府県教育委員会等に周知した。 ・青少年を含む全世代を対象に、プラットフォーム事業者、通信事業者等との官民連携プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」を令和7年1月より開始し、総合的なICTリテラシー向上の取組を推進している。	2,697,839千円の内数（総）			こ 警察 消費 総務 法務 文科 経産

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
第3　青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項						
1．フィルタリング利用を促進し、その水準を維持する取組の継続的な推進						
（1）フィルタリングサービス提供義務・有効化措置義務の実施徹底【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇関係事業者等と連携し、フィルタリングサービスの提供義務及びスマートフォンを含む携帯電話販売時等におけるフィルタリング有効化措置義務を確実に実施することにより、フィルタリングの利用促進を図る。	・「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」に基づき、契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の一層の促進等について、フォローアップを実施している。 ・フィルタリングに係る携帯電話事業者等に対する義務の履行実態を把握するため携帯電話事業者や販売代理店に対する覆面調査を実施した。	59,673千円の内数（総）	56,638千円の内数（総）		総務
	(b) 〇インターネット接続機器メーカーによるフィルタリングソフト・サービスを容易にする措置の履行を徹底させ、適用状況を把握することによって、フィルタリングの利用促進を図る。 【指標：機器ごとのフィルタリング対応状況】	・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和6年11月時点の調査結果は次のとおり。 　パソコン対象機種155機種のうち、フィルタリング対応機種は155機種。 　インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV149機種のうち、フィルタリング対応機種は149機種。				経産
	(c) 〇プロバイダ連絡協議会等において、プロバイダに対して利用者に対するフィルタリング使用等の拡大を呼び掛ける。	警察庁では、フィルタリングの機能向上に向け、関係機関に対して、児童の性的犯罪等被害に係る情報の定期的な提供を実施。都道府県警察において、プロバイダ連絡協議会等を通じて、プロバイダに対し、利用者等に対するフィルタリング使用の普及拡大を呼び掛けた。				警察
	(d) 〇インターネットカフェを利用した青少年の犯罪等を防止するため、インターネットカフェ事業者に対して、青少年の入店時の年齢確認やフィルタリング設定端末の整備、同端末への青少年の誘導等の措置を講じるよう働きかけを引き続き推進する。	都道府県警察にあっては、インターネットカフェ連絡協議会等を通じて、事業者に対して少年である可能性のある利用者の来店時における年齢確認やフィルタリング機能を付加した端末の整備、同端末を青少年に使用させるなどの措置を講じ、また、同端末が不足した場合には見通しの良い客席を使用させるとともに従業員を巡回させるよう働きかけを実施した。				警察
（2）保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇（再掲）関係事業者等と連携し、フィルタリングサービスの提供義務及びスマートフォンを含む携帯電話販売時等におけるフィルタリング有効化措置義務を確実に実施することにより、フィルタリングの利用促進を図る。 また、事業者団体等による保護者に向けた普及啓発活動を推進する。	・総務省は、関係事業者等と随時連携し、フィルタリングサービスの提供義務及びスマートフォンを含む携帯電話販売時等におけるフィルタリング有効化措置義務等の実施に取り組んでいる。各携帯電話事業者において、安心安全に向けたリーフレットを配布するほか、フィルタリング普及啓発に向けたセミナーを開催し、親子間でのルールづくりの必要性や携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法などを啓発する取組を実施した。 ・令和6年度実施の各社の携帯安全教室の実施回数は約6,300回。 ・総務省は「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」に基づき、契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の一層の促進等について、フォローアップを実施している。 ・フィルタリングに係る携帯電話事業者等に対する義務の履行実態を把握するため携帯電話事業者や販売代理店に対する覆面調査を実施した。	59,673千円の内数（総）	56,638千円の内数（総）		総務 経産

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度予算額（千円）	令和7年度予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
	(b) 〇インターネット接続機器メーカー等によるフィルタリングソフト・サービス利用の推進のための普及啓発活動等の自主的取組を支援していく。	・経済産業省では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、従来協力を得てきたOS事業者やメーカー、Eコマース等の事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について説明するとともに、普及啓発等に向けて協力要請を実施。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発など、OS事業者やメーカー等による自主的取組について協力・支援。各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。				経産
（3）望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及						
	(a) 〇インターネット接続機器メーカーによるフィルタリングソフト・サービスの提供を徹底させ、その履行状況を把握することによって、基準の普及とともにフィルタリングの利用促進を図る。	・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和6年11月時点の調査結果は次のとおり。 パソコン対象機種155機種のうち、フィルタリング対応機種は155機種。 インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV149機種のうち、フィルタリング対応機種は149機種。				経産
（4）その他の利用率向上のための検討						
	(a) 〇保護者に対するより効果的なフィルタリング利用率向上のための啓発資料を検討する。	・こども家庭庁では、令和7年1月に作成した関係省庁連名による保護者向け啓発資料「みんなで考えよう！賢く・便利に・安全に！今どきのネットの使い方」をこども家庭庁ウェブサイトに掲載したほか、関係団体等からの要請に応じて配布した。 【配布先】 こども家庭庁ウェブサイトに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等	3,351千円の内数	3,351千円の内数		こ
	(b) 〇インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、情報モラル教室等において、フィルタリングの利用率向上のためのより効果的な啓発活動を検討する。	・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進について指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室、情報モラル教室等において、フィルタリングの利用率向上のためのより効果的な啓発活動を検討の上、動画やリーフレット等を活用した啓発活動を推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和6年度に作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを掲載した。	490千円	490千円		警察
	(c) 〇フィルタリングの利用やカスタマイズ機能に関する、より効果的な普及啓発の方策を検討する。	・「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」に基づき、フィルタリングの継続的な利用を促す取組の推進等について、フォローアップを実施している。 ・保護者がこどもの成長やICT利用状況に即した適切なペアレンタルコントロールを行うことができるよう、官民の取組の促進に資することを目的として、青少年による利用率が高いインターネット上のサービスにおいて提供されているペアレンタルコントロール機能等について調査研究を実施した。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(d) 〇（再掲）ネットモラルキャラバン隊の実施 インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】	・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85％以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
	(e) 〇経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図るとともに、より効果的な啓発を検討する。	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産 （警察）
2．利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた技術的な青少年保護に係る取組の推進						
（1）利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇（再掲）容易化されたフィルタリング設定およびカスタマイズ機能について、青少年及び保護者への周知啓発を実施する。	・インターネット利用に係る事例やその予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成し、令和7年4月に公表した。2025年版では引き続き、カスタマイズ機能の説明を含めたフィルタリングサービスについての解説を掲載している。 ・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性の説明を含む学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 ・保護者がこどもの成長やICT利用状況に即した適切なペアレンタルコントロールを行うことができるよう、官民の取組の促進に資することを目的として、青少年による利用率が高いインターネット上のサービスにおいて提供されているペアレンタルコントロール機能等について調査研究を実施した。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務
	(b) 〇スマートフォンの青少年利用が進む中で、青少年保護・バイ・デザインの考え方を踏まえた取組が進むようインターネット接続機器の製造事業者及びOS開発事業者への支援を行う。 〇関係事業者と青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について共有することで、当該事業者による取組等を支援する。	・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和6年11月時点の調査結果は次のとおり。 　パソコン対象機種155機種のうち、フィルタリング対応機種は155機種。 　インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV149機種のうち、フィルタリング対応機種は149機種。				経産

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
（2）フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇民間事業者等と連携して、関係事業者によるフィルタリングのカスタマイズ機能の提供等青少年の発達段階に応じた多様なフィルタリングの開発に向けた取組を推進する。	・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性等を含む学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 ・各携帯電話事業者において、ネット安全教室やフィルタリング普及啓発に向けたセミナーを開催し、親子間でのルールづくりの必要性やペアレンタルコントロール等携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法などを啓発する取組を実施。講座実施時に関連リーフレット等を配布。令和6年度実施の各社の携帯安全教室の実施回数は約6,300回。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務
	(b) 〇インターネット・ホットラインセンターが一般のインターネット利用者から通報された情報のURL情報をフィルタリング事業者等へ提供する。	・インターネット利用者からインターネット・ホットラインセンターに通報された情報をフィルタリング事業者等へ提供した。	インターネット・ホットラインセンター業務等委託256,659千円	インターネット・ホットラインセンター業務等委託246,479千円		警察
（3）青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応						
	(a) 〇新たなインターネット接続機器が販売される場合に、青少年保護・バイ・デザインの考え方を踏まえた取組が進むよう関係事業者へ働きかけを行う。 〇（再掲）関係事業者と青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について共有することで、当該事業者による取組等を支援する。	・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和6年11月時点の調査結果は次のとおり。 パソコン対象機種155機種のうち、フィルタリング対応機種は155機種。 インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV149機種のうち、フィルタリング対応機種は149機種。 ・経済産業省では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、従来協力を得てきたOS事業者やメーカー、Eコマース等の事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について説明するとともに、普及啓発等に向けて協力要請を実施。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発など、OS事業者やメーカー等による自主的取組について協力・支援。各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。				経産
（4）青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器の周知啓発【新規施策】						
	(a) 〇青少年保護・バイ・デザインの機器やサービス等について、青少年及び保護者への周知啓発を実施する。	・こども家庭庁では、事業者の自主的取組について、情報交換や情報収集をし、周知啓発の準備をした。				こ 経産

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度予算額（千円）	令和7年度予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等						
	(a) 〇進学・進級による携帯電話の購入・買替時期において、関係府省庁の連携の下、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行う。	・毎年7月に実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」では、インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止を最重点課題に掲げ、推進している。 ・多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携、協力して、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開。こども家庭庁ウェブサイトに官民の取組を掲載するとともに、インターネット等の広報媒体を通じた啓発活動等を実施している。 ・2月から5月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を官民協力して実施してきた。総務省は、その中で関係事業者にはフィルタリングの説明等を徹底要請するとともに、保護者にもフィルタリングの管理の徹底等を要請。また、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施した。 ・警察庁から都道府県警察に対し、フィルタリングの利用促進を図るため、進学・進級時期の児童・保護者・教育関係者等に対する広報啓発活動の強化を指示した。 ・警察庁と文部科学省、こども家庭庁が共同して作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを各省庁のホームページに掲載するとともに、各都道府県教育委員会等に周知した。 ・経済産業省では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、従来協力を得てきたOS事業者やメーカー、Eコマース等の事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について説明するとともに、普及啓発等に向けて協力要請を実施。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発など、OS事業者やメーカー等による自主的取組について協力・支援。各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。				こ 警察 消費 総務 文科 経産
	(b) 〇青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について、地方公共団体等との連携を推進する。	令和6年度は徳島県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。	5,628千円	5,629千円		こ
		・警察庁から都道府県警察に対し、スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組として、関係機関・団体等と連携した効果的な施策の推進を指示しており、都道府県警察においては、スマートフォンの普及に伴い知事部局や教育委員会等と連携し、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動の実施、普及促進キャンペーン等の開催、アンケート調査の実施等創意工夫を凝らした効果的な活動を推進している。 ・都道府県警察において、令和6年中に、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動を約30,300回（保護者約234,000人、児童・生徒約3,470,000人）開催している。	490千円			警察
		・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性等の説明を含む学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 ・総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施した。	219,965千円の内数（総）			総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
		・令和6年12月にネット安全安心全国推進フォーラムをオンラインで開催した。（参加者数：約100人） ・地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域モデル事業」において、教育関係者や保護者等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を推進するためのシンポジウムを実施した。 【R6】2か所で実施（宮城県、沖縄県） ・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85%以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
		・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和6年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和6年度は14,328ダウンロード。				経産
	（c） 〇携帯電話やパソコン等インターネット接続機器へのフィルタリングの導入を促進するため、全国の家電量販店や関係事業者と協力し、フィルタリングの普及啓発活動を実施する。	・こども家庭庁を始め関係省庁では、多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方自治体、関係団体、関係企業等と連携、協力して、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動等を集中的実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開した。 ・2月から5月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を官民協力して実施してきた。総務省は、その中で関係事業者にはフィルタリングの説明等を徹底要請するとともに、保護者にもフィルタリングの管理の徹底等を要請。また、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施した。 ・経済産業省では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、従来協力を得てきたOS事業者やメーカー、Eコマース等の事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について説明するとともに、普及啓発等に向けて協力要請を実施。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発など、OS事業者やメーカー等による自主的取組について協力・支援。各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。				こ 総務 経産

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
4．インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究						
	(a) 〇(再掲)青少年のインターネット利用環境実態調査 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、青少年及びその保護者にインターネットの利用状況、フィルタリングソフトウェアの認知度・利用度や改善ニーズ、トラブルの実態等を調査し、実態を把握する。	・こども家庭庁では、平成21年度以降、毎年度、青少年及びその保護者を対象に、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施している。 ・平成30年度調査からは、新たに0歳～9歳の低年齢層の子供の保護者を調査対象に加え、低年齢層の子供のインターネット利用実態の調査を行っている。 ・フィルタリング等の青少年保護施策の検討に資するため、青少年のインターネットの利用状況や青少年による利用率が高いインターネット上のサービスにおいて提供されているペアレンタルコントロール機能等について調査研究を実施。	39,499千円(こ) 219,965千円の内数（総）	43,086千円（こ） 219,965千円の内数（総）		こ 総務 経産
第4　青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項						
1．地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援						
	(a) 〇(再掲)スマートフォンが青少年にも普及・浸透する中、安心・安全な利用のために青少年や保護者が把握しておくべき情報の共有を促進するため、地域における関係者(自治体、学校関係者、事業者等)の連携体制を整備するとともに、関係機関等とも連携し、青少年のリテラシー向上に取り組む。 【指標:開催地域、開催回数】	高校生におけるスマートフォンの普及が目覚ましい状況を踏まえ、総合通信局等を地域の拠点として位置づけ、地域の関係者(自治体、教育委員会、高校校長会、高校PTA、地元有識者等）が相互に連携し推進体制を構築し、全国各地においてフォーラムなどの開催や草の根レベルでの周知啓発活動に取り組んでいる。 ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ（小学5年→3年）及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標：e-ネットキャラバンの実施件数】 令和4年度実施件数：2,226件 令和5年度実施件数：2,166件 令和6年度実施件数：2,167件	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務
	(b) 〇青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・全国規模の学校関係団体やPTA、通信関係団体等の関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催する。 ・(再掲)スマートフォン等の日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、学校・家庭・地域が連携した先進的な取組を充実させ、地域における有害情報対策を推進する事業を実施する。 ・（再掲）インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】	・令和7年1月にネットモラルキャラバン隊全国フォーラムin東京を開催した。（参加者数：約110人） ・地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域モデル事業」において、教育関係者や保護者等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を推進するためのシンポジウムを実施した。 【R6】2か所で実施（宮城県、沖縄県） ・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85%以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
	(c) 〇（再掲）低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画について、安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」に掲載する。 （https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/preschool/） 【指標：アクセス数等利用状況がわかるもの】	安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」において、低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画を掲載し、情報提供を行っている。令和6年度平均月間トップページアクセス数（ページビュー）：約8,130回/月。				総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
	(d) 〇情報モラル教育推進事業 （再掲）児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を適切に利用できるようにするため、児童生徒向け動画等をホームページで公開する。 【指標：ホームページアクセス数】	・「情報モラル教育ポータルサイト」において、啓発資料を全国の小・中・高等学校等に周知した。 【指標：ホームページアクセス数】 「情報モラル教育の充実等」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm 令和６年度：31,036PV（※R7.3.26現在） 令和５年度：42,914PV 令和４年度：72,127PV 令和３年度：52,211PV ・学校における情報モラル教育の取組の推進に資するため、教員等を対象とした実践等を含めた情報モラル教育指導者セミナーを実施 （令和６年度はオンラインにより４回開催：総参加者数1,186名、アーカイブ視聴回数：3,646回）	（情報モラル教育推進事業） 50,492千円の内数	（情報モラル教育推進事業） 35,826千円の内数		文科
	(e) 〇(再掲）地域における教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるよう、フォーラム等の開催を通じた地方連携体制支援を進める。 【指標：フォーラム等の開催数、参加者数】	令和６年度は徳島県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。 【フォーラム等の開催数】 令和６年度２回、参加者数：約150人（Web配信含む）	5,628千円	5,629千円		こ
	(f) 〇(再掲）サイバー防犯ボランティア活動に関する課題や改善点、活動上の具体的留意事項、関係機関・団体との連携・支援が望まれる事項等を抽出・整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用するとともに、効果的な活動事例を紹介するなどして、サイバー防犯ボランティア団体の活動を促進させ、犯罪被害防止のための教育活動や広報啓発活動を推進する。 【指標：サイバー防犯ボランティア団体数・活動員数】	・サイバー防犯ボランティア活動を一層促進するため、サイバー防犯ボランティア活動に関する基本的心得、具体的な活動方法等をまとめた「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル（モデル）」及び初めてサイバー防犯ボランティア活動を行う際に最低限必要と思われる知識と技能を習得するための「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム（モデル）」を活用するなど、活動実態と要望に沿った支援を推進した。 ・活発に活動しているサイバー防犯ボランティアによる活動内容発表、意見交換をすることによりサイバー防犯ボランティア全体の質の向上を目的とした意見交換会議を令和６年１０月に開催した。 ・サイバー防犯ボランティアの知見・技術等を活用した資料を用いた広報啓発を行うことにより、サイバー防犯ボランティア活動の高度化・活性化を推進するとともに、国民のサイバーセキュリティ意識の醸成を図ることを目的として、サイバー防犯ボランティア広報啓発コンテストを令和７年３月に開催した。 【サイバー防犯ボランティア団体数・活動員数】 令和６年12月31日時点で警察が把握しているサイバー防犯ボランティア団体数は301団体、活動員数は7,298人である。				警察
	(g) 〇(再掲）経済産業省において、全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催する。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】	・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者に資するよう、テーマを選択して組み合わせることのできるモジュール型の情報セキュリティ教材を作成し、インターネット上に公開。令和６年度は同教材が公開されているウェブページに47,247件のアクセス。 ・情報セキュリティ10大脅威2024の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威-2024 [個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和６年度は14,328ダウンロード。				経産 （警察）

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
2. ウェブサイト運営者等による青少年の利用に適した環境維持の体制整備の支援						
（1）モデル約款策定等の体制整備の支援【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇個人・企業等のウェブサイトの運営者や掲示板その他サービスを提供する事業者等による自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進するため、民間団体におけるモデル約款の策定及びそれを運用する体制の整備等の取組を支援する。	・「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」など、業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援している。また、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会に引き続きオブザーバとして参加し、業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援している。 ・また、違法・有害情報相談センターを平成21年8月から設置している。同センターでは、平成29年12月より、相談のうち青少年の権利を侵害することが明らかな事案について、予め協力を取り付けた事業者への情報提供を行う取組を運用している。	399,325千円の内数	419,638千円の内数		総務
	(b) 〇自殺誘引等情報の書き込みの禁止等について、関係事業者の利用規約等による対応及び利用者への注意喚起等の促進を図る。	・事業者団体に対して、加盟事業者へ自殺の誘引情報等への対応の徹底を周知させるとともに、事業者団体自らにおいても必要な措置を講じることについて、随時要請を行っている。事業者団体によれば、令和6年3月時点では、自殺の誘引情報等の書込み禁止を利用規約等に明記・運用する取組に関し、特段の問題等は出てきていないとの回答が示された。 　また、違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の適切な運用を継続的に支援している。				総務
（2）SNS事業者等による自主的取組の促進						
	(a) 〇主なSNS事業者で構成される事業者団体の取組に参画し、SNSに起因した児童の性的搾取等の被害実態に関する情報提供を行うなど、事業者団体の自主的な取組に対する支援を行う。	・SNS事業者等で構成される「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の青少年保護活動に参画し、G7で採択されたコミュニケ附属文書の内容の更なる周知徹底と、SNSに起因する事犯の被害実態に関する情報提供を行い、個々の事業者における自主的な児童被害防止対策の強化を推進した。				警察
	(b) 〇SNS等に起因するトラブルについて、SNS事業者等による自主的取組を促進する。	・「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」に基づき、SNS事業者団体等にフォローアップを実施している。 ・総務省では、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人セーファーインターネット協会及び法務省と共同で、「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない！）」をスローガンに、SNS上のやり取りで悩む方に役立てていただくための特設サイトを開設し、周知を実施。 ・インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成・公表し、令和7年4月に公表した。2025年版では引き続き、誹謗中傷に関するページを設けている。 ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ（小学5年→3年）及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標：実施件数、受講人数】 　令和4年度実施件数：2,226件、受講人数：約36万人 　令和5年度実施件数：2,166件、受講人数：約39万人 　令和6年度実施件数：2,167件、受講人数：約44万人	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度予算額（千円）	令和7年度予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
	(c) 〇SNS事業者等との定期的な意思疎通や情報交換を図ることにより、自主的な取組を促進する。	・経済産業省では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、従来協力を得てきたOS事業者やメーカー、Eコマース等の事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について説明するとともに、普及啓発等に向けて協力要請を実施。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発など、OS事業者やメーカー等による自主的取組について協力・支援。各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。				経産
（3）効率的かつ円滑な活動への支援						
	(a) 〇事業等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する情報収集等を行う。	一般社団法人安心ネットづくり促進協議会をはじめとした企業や団体との意見交換や資料提供等により、インターネット上の違法・有害情報対策に資する情報収集を行った。				総務
3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援						
	(a) 〇青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援 インターネットを利用して少年に対するサポート活動を行っているサイバーボランティアに対する支援を行う。	警察では、必要に応じ、(公社)全国少年警察ボランティア協会が行う「インターネット利用による少年サポート活動」の効果的な推進について協力している。 また、都道府県警察を通じ、サイバー防犯ボランティア活動に係る経費の補助等も行っている。	24,481千円	21,481千円		警察
	(b) 〇青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・(再掲)スマートフォン等の日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、学校・家庭・地域が連携した先進的な取組を充実させ、地域における有害情報対策を推進する事業を実施する。	・令和5年10月にネット安全安心全国推進フォーラムをオンラインで開催した。(参加者数：約100人) ・地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域モデル事業」において、教育関係者や保護者等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を推進するためのシンポジウムを実施した。 【R6】2か所で実施（宮城県、沖縄県）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科
	(c) 〇メンタルヘルスへの悪影響への対策を含む青少年のインターネットの利用により生じたトラブルについて相談等を行う民間団体等の活動を支援する。	メンタルヘルスへの悪影響への対策を含む青少年のインターネットの利用により生じたトラブルや、その相談等を行う民間団体等の情報収集にあたった。				こ
4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援						
	(a) 〇産学の自主的な取組及び啓発活動を推進する組織として、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の活動の強化を推進する。	・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の会合に出席するなど、同協議会での青少年のインターネット利用環境整備に係る議論に寄与した。 ・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等が構成団体となり主催する「高校生ICT Conference」(※)を、こども家庭庁等が共催した。 (※)ICT活用の在り方等について、高校生が自ら考え、他者の意見を聴き、議論し、意見をまとめ、発表するイベントである。				こ 総務 文科 経産
第5　その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項						
1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害等の抑止対策の推進						
（1）SNS等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止等に向けた事業者による主体的な取組の推進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇SNS事業者に対する青少年被害防止対策に向けた働き掛けを実施する。	・SNS事業者等で構成される「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の青少年保護活動に参画し、G7で採択されたコミュニケ附属文書の内容の更なる周知徹底と、SNSに起因する事犯の被害実態に関する情報提供を行い、個々の事業者における自主的な児童被害防止対策の強化を推進した。				警察

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
（2）悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇出会い系サイト上の禁止誘引行為、インターネット上の児童ポルノ事犯等サイバー犯罪の取締りを推進する。 【指標：サイバー犯罪の検挙件数】	・出会い系サイト規制法違反等のサイバー犯罪の取締りを推進した。令和6年中のサイバー犯罪の検挙件数のうち、出会い系サイト規制法違反は21件(前年比-61.1%)、児童ポルノ事犯は1,234件（前年比-12.9%）であった。				警察
	(b) 〇サイバー犯罪の取締り体制を強化する。	違法情報の発信元を割り出すための初動捜査等を行う協働捜査班を適切に運用し、違法情報に係る各部門の捜査の合理化・効率化を図った。				警察
	(c) 〇サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現する。	検察当局においては、サイバー犯罪等に適切に対処するために行われた法改正も踏まえ、この種犯罪への検察官の知識教養の習得向上や、改正刑法、刑訴法等の適切な運用に努めている。	8,897千円	9,125千円		法務
（3）インターネット・ホットラインセンター等の活用等による削除依頼の対応推進等【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇インターネット上に違法情報等が多数存在していることから、インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の違法情報等の削除依頼を推進する。 サイバーパトロール業務の民間委託により違法情報等の把握を強化するとともに、インターネット・ホットラインセンターへの通報を推進する。 【指標：インターネット・ホットラインセンターの統計】	・インターネット・ホットラインセンターにおいて、違法情報等に関する通報を受理し、サイト管理者等に対して削除依頼を実施するなど、違法情報等の削除依頼を推進した。令和6年における違法情報の削除依頼件数は、2,186件であった。 ・インターネット上の重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報するサイバーパトロール業務を民間委託により実施した。令和6年において、サイバーパトロールセンターからの通報に基づくインターネット・ホットラインセンターによる削除依頼件数は、重要犯罪密接関連情報が7,974件、自殺誘引等情報が6,225件であった。 ・令和7年2月に、インターネット・ホットラインセンターの運用指針である「ホットライン運用ガイドライン」を改訂し、これまで重要犯罪密接関連情報（有害情報）の類型であった犯罪実行者募集情報について、対象となる投稿の範囲を見直した上で、違法情報と位置付けるなど、インターネット・ホットラインセンターの取組の強化を図った。	インターネット・ホットラインセンター業務等委託256,659千円	インターネット・ホットラインセンター業務等委託246,479千円		警察
（4）SNS上の子供の性被害につながるおそれのある書き込み等に対する注意喚起・警告活動の推進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇SNSに起因する子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進する。	・SNSに起因する事犯を防止するため、児童の性的搾取等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進した。				警察

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
（5）インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等による子供の性被害の防止に向けた取組の推進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇(再掲)SNSに起因する子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進する。	・SNSに起因する事犯を防止するため、児童の性的搾取等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進した。				警察
	(b) 〇「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の子供の性被害防止に向けた取組を推進する。	・令和4年5月に新たに決定した「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の性被害防止に向けた取組を推進した。				警察
	(c) 〇(再掲)インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、情報モラル教室等において、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害状況等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進する。	・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングの普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組を推進するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室や情報モラル教室等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、インターネットに起因した犯罪の被害・非行状況及びその防止対策等について、講演の実施や啓発用動画の作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和6年度に作成したインターネットに起因した犯罪実行者募集情報に係る犯罪加担防止のためのリーフレットを掲載した。	490千円	490千円		警察
	(d) 〇インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の児童ポルノの削除依頼等の取組を推進する。 【指標：インターネット・ホットラインセンターの統計】	・インターネット・ホットラインセンターにおいて、サイト管理者等に対して児童ポルノ公然陳列に該当する違法情報について削除依頼等を実施した。令和6年における児童ポルノ公然陳列に該当する違法情報の削除依頼件数（国内）は274件であった。 ・また、諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織であるINHOPEに対し、令和6年は2,387件の児童ポルノに関する違法情報を通報した。	インターネット・ホットラインセンター業務等委託256,659千円	インターネット・ホットラインセンター業務等委託246,479千円		警察
	(e) 〇（再掲）情報モラル教育推進事業 児童生徒の情報モラルの向上・ICTの適切な利活用の推進のため、 ・情報モラル教育啓発リーフレットのホームページ公開 ・情報モラルに関する教員向け指導資料等の充実 ・情報モラル教育の指導に関するセミナーを実施する。 〇教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業） 都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行う。	・「情報モラル教育ポータルサイト」において、啓発資料を全国の小・中・高等学校等に周知した。 【指標：ホームページアクセス数】 「情報モラル教育の充実等」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm 令和6年度：31,036PV（※R7.3.26現在） 令和5年度：42,914PV 令和4年度：72,127PV 令和3年度：52,211PV ・学校における情報モラル教育の取組の推進に資するため、教員等を対象とした実践等を含めた情報モラル教育指導者セミナーを実施 （令和6年度はオンラインにより4回開催：総参加者数1,186名、アーカイブ視聴回数：3,646回）	（情報モラル教育推進事業） 50,492千円の内数 （インターネットを通じたいじめ問題等に対応する体制を構築するため、学校ネットパトロール等への支援） （1/3補助事業） 1,727千円の内数	（情報モラル教育推進事業） 35,826千円の内数 （インターネットを通じたいじめ問題等に対応する体制を構築するため、学校ネットパトロール等への支援） （1/3補助事業） 1,727千円の内数		文科
	(f) 〇(再掲)関係事業者等と連携し、フィルタリングサービスの提供義務及びスマートフォンを含む携帯電話販売時等におけるフィルタリング有効化措置義務を確実に実施することにより、フィルタリングの利用促進を図る。また、事業者団体等による保護者に向けた普及啓発活動を推進する。	・「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」に基づき、契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の一層の促進等について、フォローアップを実施している。				総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(g) 〇(再掲）新たなインターネット接続機器が販売される場合に、青少年保護・バイ・デザインの考え方を踏まえた取組が進むよう関係事業者へ働きかけを行う。	・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和6年11月時点の調査結果は次のとおり。 パソコン対象機種155機種のうち、フィルタリング対応機種は155機種。 インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV149機種のうち、フィルタリング対応機種は149機種。				経産
	(h) 〇(再掲）保護者に対するインターネット上のトラブル等に関する啓発資料等を作成し、普及啓発を推進する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】	・関係省庁連名による保護者向け啓発資料をこども家庭庁ウェブサイトに掲載している。 ・令和6年1月発行の保護者向け啓発資料「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント」を活用し、イベント等で配布するなど周知啓発を実施した。				こ
	(i) 〇児童を被害者とする性犯罪等に対し、児童の保護を図りつつ、これを犯した者に対する厳正な科刑を実現する。	検察当局においては、警察、児童相談所と連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、代表者が聴取を行う取組を実施するなど、児童の負担の軽減に向けて取組を進めている。 また、既存法令に加え、令和5年に新設された性的姿態等撮影罪等各種法令の内容や趣旨を踏まえ、児童を対象とする性犯罪等に対し、厳正に対処するよう努めている。	238,543千円（令和6年度青少年対策経費）の内数	272,061千円（令和7年度青少年対策経費）の内数	新規	法務
（6）捜査等のための良好な協力関係の構築推進						
	(a) 〇サイバー犯罪の被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた事業者等との良好な協力関係の構築を一層推進する。	警察においては、サイバー防犯ボランティア等とサイバー犯罪の被害実態等の情報を共有するなど、良好な関係の構築により、サイバー犯罪の取締りや被害の拡大防止対策を推進した。				警察
2. 青少年への名誉棄損・プライバシー侵害等への対策の推進						
（1）インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇(再掲）名誉毀損等の被害を受けた青少年等が相談しやすいよう、引き続き、専用相談電話「こどもの人権110番」による相談の受付 、全国の小中学生への「こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」の配布、インターネットによる相談の受付（SOS-eメール）、LINEじんけん相談の受付等の対策を推進する。	（再掲）青少年等からのものを含むインターネット上の人権侵害情報に係る相談件数：令和4年　7,176件、令和5年　7,436件、令和6年　7,603件	（再掲）3,536,682千円（令和6年度人権擁護関係予算）の内数	（再掲）3,536,193千円（令和7年度人権擁護関係予算）の内数		法務
	(b) 〇学校の総合的な学習の時間等を利用して人権擁護委員が中心となって、人権の大切さを子どもたちと考える「人権教室」を始めとする各種啓発事業を通じて、インターネットの適正な利用についての啓発活動を推進する。 インターネット上で、人権相談窓口や救済手続の案内を目的としたバナー広告を掲載する取組等（自殺につながる用語の検索を行った場合の相談窓口の表示を含む。）、人権相談窓口や救済手続についての周知広報と、人権相談窓口への誘導強化を推進する。	・主として中学生を対象に、全国各地において、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施したほか、インターネットの正しい利用を呼びかけるとともに、人権侵害に関する相談窓口等を広く周知するため、インターネット広告を実施した。 ・「#No Heart No SNS」をスローガンとした、SNS利用に関する人権啓発サイトを通じて、情報モラルの向上を図るとともに、相談窓口等の周知・広報を行った。 ・中高生を対象に作成した啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！ インターネットと人権」の配布やインターネット上の人権侵害に関する啓発動画の配信を行った。	3,536,682千円（令和6年度人権擁護関係予算）の内数	3,536,193千円（令和7年度人権擁護関係予算）の内数		法務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
（2）インターネット上の名誉棄損・プライバシー侵害への対応の支援【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら図ることが困難な場合は、表現の自由に配慮しつつ、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づき、法務省の人権擁護機関がプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する。	法務省の人権擁護機関がプロバイダ等に対し、情報の削除を要請した件数：令和4年　533件、令和5年　449件、令和66年　628件	3,536,682千円（令和6年度人権擁護関係予算）の内数	3,536,193千円（令和7年度人権擁護関係予算）の内数		法務
3．迷惑メール対策の推進						
（1）法の着実な執行その他の総合的な対策実施						
	(a) 〇平成20年に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）」及び「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」を改正し、特定電子メール及び迷惑広告メールに対するオプトイン規制を導入し、罰則の強化を図るなど、法の実効性強化に取組んだところ。同改正法に基づく執行を着実に進める。 【指標：特定電子メール法に基づく行政処分等の実績】	特定電子メール法違反が疑われる送信者に対する警告メール（行政指導）を約6,900件送信した。また、約3,600件の同法違反のメールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、送信元プロバイダにおいて迷惑メール送信回線の利用停止措置を講ずる等の自主的な取組を促した。	（特定電子メール法の執行分） 470,032千円の内数（総）			消費 総務 経産
	(b) 〇迷惑メール対策を行う民間部門とも連携の上、迷惑メール対策推進協議会の活動を通じ、迷惑メール対策に係る最新情報の共有、対応方策の検討、対外的な情報提供等を進める。 【指標：迷惑メール対策に係る周知啓発用資料の作成及び公表等の実績】	迷惑メール対策推進協議会において、迷惑メール対策に係る最新情報の共有、対応方策の検討を行った。また、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル第3.1版（令和5年2月改訂）」について、対外的な情報提供等を実施した。	470,032千円の内数	485,945千円の内数		総務
（2）国際連携の推進						
	(a) 〇海外から発信される迷惑メールへの対策強化が図られた特定電子メール法の平成20年改正も踏まえ、多国間・二国間の場を用いることにより、各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面での連携を図る。 【指標：外国執行当局等との情報交換等の実施実績】	・多国間・二国間の場で迷惑メール対策に関する情報交換を行った。また、外国執行当局に対し、迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなどし、執行面での連携を図った。				総務
（3）チェーンメール対策の周知啓発【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇青少年が受け取ってしまうことのあるチェーンメールについては、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法の周知啓発を実施する。 【指標：チェーンメール対策に係る周知啓発用資料の作成及び公表等の実績】	迷惑メール相談センターを中心にチェーンメール対策パンフレットである「撃退！チェーンメール&メッセージ」の内容を見直したうえで配布するなどの周知啓発を実施した。				総務

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度からの新規・拡充	担当
4. 国内外における調査						
（1）有害情報等の社会的影響の調査【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇インターネット利用が青少年に与える影響に関する調査等の支援等を行う。	・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の会合において、青少年のインターネット利用環境整備に係る議論を行った。 ・保護者が子供の成長やICT利用状況に即した適切なペアレンタルコントロールを行うことができるよう、官民の取組の促進に資することを目的として、我が国におけるペアレンタルコントロールに関する実態や、青少年による利用率が高いインターネット上のサービスにおいて提供されているペアレンタルコントロール機能等について調査研究を実施した。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		総務
	(b) 〇インターネット利用がこどもの心身の発達に与える影響等に関する調査を実施する。	インターネットやスマートフォンの利用がこどもの心身の発達に与える影響等に関する調査の情報収集にあたった。				こ
（2）諸外国の取組の調査【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇諸外国におけるインターネット上の違法・有害情報等の現状、関連の法制度、民間による自主的取組等について調査を実施する。	・令和6年度に「オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査」を実施しており、引き続き、必要に応じて諸外国の現状、取組等について調査を行うこととしている。	5,382千円の内数	6,352千円の内数		こ
第6　推進体制等						
1. 国における推進体制						
	(a) 〇「子ども・若者育成支援推進本部会議」等の実施による関係省庁の連携を強化する。	・令和3年6月に開催した子ども・若者育成支援推進本部会議(持ち回り)において決定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」に基づく取組を推進。				こ
2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制						
	(a) 〇青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・(再掲)全国規模の学校関係団体やPTA、通信関係団体等の関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催する。 ・(再掲)スマートフォン等の日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、学校・家庭・地域が連携した先進的な取組を充実させ、地域における有害情報対策を推進する事業を実施する。 ・(再掲)インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウム等を開催する。 【指標：アンケートによる理解度】	・令和7年1月にネットモラルキャラバン隊全国フォーラムin東京を開催した。(参加者数:約110人) ・地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域モデル事業」において、教育関係者や保護者等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を推進するためのシンポジウムを実施した。 【R6】2か所で実施（宮城県、沖縄県） ・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 〇ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる理解度は全会場で85%以上となった。 【R6：4か所で実施】東京（参加者数：約110名）、大阪府（参加者数：約250名）、福岡県（参加者数：約30名）、北海道（参加者数：約270名）	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,663千円の内数	（青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業） 21,301千円の内数		文科

基本計画項目	施策内容	実施状況（令和6年度）	令和6年度 予算額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和7年度 からの 新規・拡充	担当
	(b) 〇都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議等を通じた地方公共団体への必要な情報提供を行う。 【指標：会議の開催回数、文書発出件数】	・令和7年1月、都道府県・指定都市青少年行政主管課長に対して、関係省庁連名で「春のあんしんネット・新学期一斉行動」における、重点的な普及啓発活動の依頼を行った。 【会議の開催回数、文書発出件数】 令和6年度：文書発出件数：1件				こ
	(c) 〇(再掲）地域における教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるよう、フォーラム等の開催を通じた地方連携体制支援を進める。 【指標：フォーラム等の開催数、参加者数】	令和6年度は徳島県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。 【フォーラム等の開催数】 令和6年度2回、参加者数：約150人（Web配信含む）	5,628千円	5,629千円		こ
3．国際的な連携の促進【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇OECDオンライン上の青少年保護勧告やそれぞれに基づく取組をすすめる。	総務省は、平成24年2月に勧告化された「インターネット上の青少年の保護に関する理事会勧告」を踏まえ、青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するためのテストを開発し、青少年の情報通信機器（スマートフォン等）使用実態アンケートと併せて実施し、結果を分析・集計したものを「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)」として平成24年度より毎年度公表している。	219,965千円の内数（総）	219,965千円の内数（総）		こ 総務 経産
	(b) 〇各国との対話を通じて青少年インターネット環境整備に関する基本的な認識を共有する。	各種国際会議や政策対話等を通し、我が国の取組状況について情報発信を行ってきた。				総務
4．基本計画の見直し等【計画の見直しを行った項目】						
	(a) 〇毎年、基本計画の取組状況についてフォローアップを実施するとともに、基本計画の見直し等に向け、法施行状況等の検討を実施する。 【指標：検討会の開催件数、提言発出数】	・毎年度、基本計画の推進状況についてフォローアップを実施 ・令和6年度は「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を計4回開催した。 第60回（令和6年5月7日）、第61回（令和6年11月25日）、第62回（令和6年12月10日）、第63回（令和7年1月21日）（持ち回り） ・令和6年6月7日、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書」を公表した。 【検討会の開催件数、提言発出数】 令和6年度　検討会の開催件数：4回、提言発出数：1	1,970千円	1,970千円		こ